

川崎市告示第370号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和7年7月7日

川崎市長 福田紀彦

令和6年度 指定介護機関（居宅介護支援）の部 指定（新規・開設）

指定番号	指 定 年 月 日	名 称 開 設 の 場 所	介護保険事業者番号
川ー51155	R7.1.1	株式会社サポートサービス 高津区子母口879-8テラス子母口1-D 住吉ヘルパーステーション 高津区子母口879-8テラス子母口1-D	1475201669